

地方自治 判例情報

要旨：伊東 健次

個人情報一部不開示決定 処分取消等請求事件

最高裁判所第一小法廷 平成28年
3月10日判決 平成27年（行ヒ）
第221号 裁判所ウェブサイト

破棄自判

一審 不明

二審 不明

行政勝訴

〔要旨〕

京都府個人情報保護条例に基づき、被上告人が弁護士を代理人として行った開示請求に対し、処分が行った一部開示決定通知書（以下「本件処分」という。）が、平成24年10月15日に代理人弁護士に到達し、一部開示文書自体は、同月24日に代理人弁護士に到達したため、同代理人弁護士は、平成25年4月19日に、本件処分取消等の訴え（以下「本件訴訟」という。）を提起したところ、同条例は、開示の実施は、開示決定後の手続として規定しており、一部開示決定が

代理人弁護士に到達した平成24年10月15日をもって本件処分のあったことを現実に知ったものということができ、同25年4月19日に提起された本件訴訟は、行訴法第14条の定める6か月の出訴期間を経過した後に提起されたものであり、

本件開示請求から本件訴訟に至るまで一貫して同一弁護士が代理人として行動しているのだから、本件訴訟が出訴期間を経過したことにつき行訴法第14条第1項ただし書の「正当な理由」があるということはできないとして、原審判決を破棄し、却下判決を行った一審判決を正当とした事例である。

〔関連法規〕

行訴法第14条第1項、
京都府個人情報保護
条例第15条、第16条

判 決

〔主 文〕

原判決を破棄する。

被上告人の控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人の負担とする。

〔理 由〕

上告代理人置田文夫ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、被上告人が、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「本件条例」という。）に基づき、実施機関である京都府警察本部長（以下「処分行政庁」という。）に対し、被上告人の子が建物から転落して死亡した件について京都府警察田辺警察署において作成又は取得した書類等一式（以下「本件各文書」という。）に記録されている自己の個人情報の開示請求をしたところ、処分行政庁から平成24年10月12日付けでその一部を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を受けたため、上告人を相手に、本件処分のうち第1審判決別紙1記載AからGまで並びに同別紙2記載H及びIに係る個人情報を不開示とした部分（以下「本件各不

開示部分」という。)の取消しを求めるとともに、本件各不開示部分に係る個人情報の開示決定の義務付けを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 本件条例は、12条において、何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示請求をすることができ旨規定しているところ、15条において、開示請求を受けた実施機関は、一定期間内に当該請求についての決定(当該個人情報の存否を明らかにしない)で開示請求を拒否する処分を含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならず(1項)、開示決定等をしたときは、速やかに、当該開示決定等の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない(2項)旨規定した上で、16条において、実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報の開示をしなければならず(1項)、個人

情報の開示は、当該個人情報の記録されている公文書の閲覧又は写しの交付により行う(2項)旨規定している。なお、本件条例は、実施機関が、個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、当該利用又は提供によつて本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときは、あらかじめ、京都府個人情報保護審議会の意見を聴いて、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することができる旨規定している(5条1項6号、2項)。

(2) ア 被上告人は、平成23年12月20日、細川治弁護士を代理人として、本件条例12条に基づき、処分行政庁に対し、本件各文書に記録されている個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)をした。

イ 処分行政庁は、平成24年3月8日、本件開示請求に対し、被上告人の子の個人情報はその遺族である被上告人の「自己の個人情報」に当たらないとして、本件各

文書のうち被上告人自身の個人情報と認められるものが記録されている公文書に記録された個人情報のみを一部開示する旨の決定をした。

ウ 処分行政庁は、同年10月3日、細川弁護士の申出を受けて、本件開示請求に対する応答とは別に、本件条例5条1項6号及び2項に基づき、同弁護士に対し、上記イの公文書を除く本件各文書の写しを一部塗りつぶした上で交付した(以下、この交付された本件各文書の写しを「本件各任意提供文書」という)。

エ その後、処分行政庁は、京都地方裁判所において同年9月21日に言い渡された別件訴訟の判決を受けて、被上告人の子の個人情報被上告人にとつても本件条例にいう「自己の個人情報」に当たるとして、同年10月12日、改めて本件処分を行った。京都府警察本部の担当者は、同日、細川弁護士に対し、本件処分によって交付されることとなる本件各文書の写しであつて不開示部分を塗りつぶし

たもの(以下「本件各開示文書」という。)と本件各任意提供文書とが同一内容のものである旨を電話で伝えた。

そして、同月15日、本件処分に係る通知書(以下「本件通知書」という。)が、同弁護士の下に到達した。本件通知書には、不開示とされた部分を特定してその理由が記載されていたが、本件各開示文書が添付されていたものではなく、開示の日時及び場所については郵送によると記載されていた。

オ 同月22日、本件各開示文書が、細川弁護士の下に到達した。

カ 被上告人は、平成25年4月19日、細川弁護士及び下田香織弁護士を代理人として、本件訴えを提起した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件処分のうち本件各不開示部分の取消しを求める訴え(以下「本件取消しの訴え」という。)は出訴期間を遵守して提起されたものであつて適法であり、本件各不開示部分に係る個人情報の開示決

定を義務付ける訴え（以下「本件義務付けの訴え」という。）も本件取消しの訴えが不適法であることを理由に不適法とすることはできないとして、上記各訴えをいずれも却下した第1審判決を取り消して本件を第1審に差し戻すべきものとした。

本件通知書には開示の日時及び場所は郵送によると記載され、本件通知書の記載だけでは不開示の内容は不明であり、不開示の内容を了知するには本件各開示文書の到達を待たなければならなかったこと、本件通知書は平成24年10月15日に、本件各開示文書は同月22日に、それぞれ被告人に到達したこと、本件条例15条2項は、実施機関が、開示決定等をしたときは、その開示決定等の内容を開示請求者に書面により通知しなければならない旨規定していることに照らすと、本件通知書と本件各開示文書とが一体となって、本件処分の内容を構成していると解するのが相当である。そうすると、被告人が本件処分の存在を現実

に知った日は、本件各開示文書が被告人に到達した平成24年10月22日であり、同日から6か月以内に提起された本件取消しの訴えは、出訴期間を遵守したものである。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 行政事件訴訟法14条1項本文は、取消訴訟について、処分があったことを知った日から6か月を経過したときは、提起することができない旨規定しているところ、前記2(1)のとおり、本件条例16条に基づく開示の実施は、同条例15条に基づく開示決定等の後の手続として位置付けられているものであるから、同条例に基づく開示決定等は、個人情報記録された公文書の写しの交付等による開示が実施されていないとしても、当該開示決定等に係る通知書が開示請求者に到達した時点で効力を生ずるものと解され、本件処分は、平成24年10月15日に本件通知書が被告人を代理する細川弁

護士の下に到達した時点で効力が生じていたものであり、上記時点で「処分があった」というべきである。

(2) また、処分がその名宛人に個別に通知される場合には、行政事件訴訟法14条1項本文にいう「処分があったことを知った日」とは、その者が処分のあったことを現実を知った日のことをいい（最高裁昭和26年（オ）第392号同27年11月20日第一小法廷判決・民集6巻10号1038頁、最高裁平成12年（行ヒ）第174号同14年10月24日第一小法廷判決・民集56巻8号1903頁参照）、当該処分の内容の詳細や不利益性等の認識までを要するものではないと解される。そして、本件処分は、本件通知書をもって通知されたものであるところ、本件記録によれば、本件通知書には本件開示請求に対する応答として一部が開示する旨明示されていることが明らかである上に、また、前記2(2)エの事実によれば、本件通知書には本件各文書に記録された個人情報

報のうち本件処分において不開示とされた部分を特定してその理由が示されているというのである。

そうすると、被告人は、本件通知書が同人を代理する細川弁護士の下に到達した平成24年10月15日をもって本件処分のあったことを現実を知ったものということができ、同25年4月19日に提起された本件取消しの訴えは、本件処分のあったことを知った日から6か月の出訴期間を経過した後に提起されたものというべきである。

(3) そして、本件記録によれば、本件通知書において出訴期間の教示がなされていることが明らかであり、また、前記2(2)の事実によれば、本件通知書の記載は不開示部分を特定して不開示の理由を付したものであって、本件各開示文書が細川弁護士の下に到達したのは、本件通知書が同弁護士の下に到達した1週間後である上、同弁護士が本件開示請求から本件訴訟に至るまで一貫して被告人を代理して行動しているなどというのである。

これらの事情によれば、本件取消しの訴えが出訴期間を経過した後、提起されたことにつき行政事件訴訟法14条1項ただし書の「正当な理由」があるといふことはできない。

(4) 以上によれば、本件取消しの訴えは、不適法な訴えであるといわざるを得ない。そして、本件義務付けの訴えは、行政事件訴訟法3条6項2号の義務付けの訴えであるところ、同法37条の3第1項各号の要件のいずれにも該当しないことが明らかであるから、不適法な訴えであるといわざるを得ない。

5 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。以上に説示したところによれば、本件取消しの訴え及び本件義務付けの訴えはいずれも不適法であつて、これらを却下した第1審判決は正当であるから、被上告人の控訴を棄却すべきである。よつて、裁判官全員一致の意見

で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 山浦善樹 裁判官 池上政幸 裁判官 大谷直人 裁判官 小池裕)

差押処分取消請求事件

最高裁判所第三小法廷 平成28年3月29日判決 平成26年(行ヒ)第228号 裁判所ウェブサイト

破棄自判

一審 不明

二審 不明

行政勝訴

(要旨)

信託契約に基づき、委託者から受託した土地(以下「本件土地」という。)を含む被上告人の所有の土地・家屋に係る固定資産税等滞納した被上告人に対し、上告人である市が、被上告人の右土地家屋を一体とした賃貸借契約に基づく賃料債権を差し押さえた(以下

「本件差し押さえ」という。)ところ、

賃料債権のうち本件土地の賃料相当額も信託財産であるから滞納処分をすることはできないとして、本件差し押さえの取消を求めたところ、本件差し押さえは、本件滞納固定資産税等のうち本件土地以外不動産の固定資産税等相当額にかかる部分に基づき、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分を差し押さえることとなる点において旧信託法第16条第1項との関係で問題はあるが、同項に違反するとまではいえず、国税徴収法第63条が、徴収職員が債権を差し押さえるときはその全額を差し押さえないと規定していることなどに照らすと、本件差し押さえの効力を直ちに否定すべき理由はなく、また、本件差押を全体として違法とするような特段の事情もわかれぬから、本件差押は適法であるとして、原審判決を破棄し、結論において一審判決を支持した事例である。

【関連法規】 旧信託法第16条第1

項、国税徴収法第63条

判決

(主 文)

原判決を破棄する。
被上告人らの控訴を棄却する。
控訴費用及び上告費用は被上告人らの負担とする。

(理 由)

第1 事案の概要

1 本件は、彦根市長が、被上告人X株式会社(以下「被上告人会社」という。)が彦根市内に所有する第1審判決別紙不動産目録記載1から3までの各土地(以下、これらの土地を併せて「本件土地」という。)、同目録記載4の家屋(以下「本件家屋」という。)及びその他複数の土地の固定資産税等の滞納処分として、被上告人会社の株式会社A(以下「訴外会社」という。)に対する本件土地及び本

件家屋の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）に基づく賃料債権の差押え（以下「本件差押え」という。）をしたことから、被告X₁らが、本件土地は、被告X₂を委託者兼受益者、被告X₁を委託者とする信託財産であつて、上記賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分も信託財産であるから、滞納処分を行うことはできないなどとして、原告人を相手に、本件差押えの取消しを求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 亡Bと被告X₁は、平成18年6月23日、亡Bを委託者兼受益者、被告X₁を委託者とし、亡Bがその所有に係る本件土地を被告X₁に信託譲渡し、被告X₁において本件土地の管理又は処分を行うことを目的とする旨合意し、同月29日、本件土地につき、亡Bから被告X₁に会社に対する信託を原因とする所有権移転登記及び信託の登記がさ

れた（以下、上記の譲渡に係る契約を「本件信託契約」という。）。また、亡Bと被告X₁は、本件信託契約に際して、被告X₁が亡Bに対し月額7万4400円の配当金を支払う旨の合意をしていた。

本件信託契約については、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）2条により、信託財産に属する財産についての對抗要件に関する事項を除き、なお従前の例によることとなり、信託法（大正11年法律第62号。平成18年法律第109号）による改正前のもの。以下「旧信託法」という。）が適用されることとなる。同法16条1項は、「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス」と規定していた。

(2) 被告X₁は、平成18年7月19日、本件土地にある本

件家屋を売買により取得した上、訴外会社との間で、本件土地及び本件家屋を、使用目的を事務所及び駐車場とし、賃料を月額30万円及び消費税相当額として賃貸する旨の本件賃貸借契約を締結した。本件賃貸借契約においては、賃料につき、本件土地の賃料相当額部分と本件家屋の賃料相当額部分の内訳は定められていない。

(3) 被告X₁は、本件土地、本件家屋及びその他複数の土地に係る平成18年度分から同23年度分までの固定資産税を滞納したこと

から、彦根市長は、被告X₁に對し、平成24年1月20日付で、上記固定資産税並びに督促手数料、延滞金及び滞納処分費（以下「本件滞納固定資産税等」という。）を徴収するため、本件賃貸借契約に係る同年2月分以降の賃料の支払請求権を本件滞納固定資産税等の金額に充つるまで差し押さえる旨の本件差押えをした（以下、本件差押えの対象となった支払請求権を「本件賃料債権」という。）。

亡し、被告X₂が本件訴訟を承継した。

3 原審は、上記事実関係等の下において、要旨次のとおり判断し、本件差押えが全体として違法であるとして、これを取り消すべきものとした。

本件土地、本件家屋及びその他複数の土地の固定資産税に係る租税債権のうち、本件土地の固定資産税相当額部分は、旧信託法16条1項にいう「信託事務ノ処理ニ付生シタル権利」に該当することが明らかであるが、上記租税債権のうち、本件家屋及びその他複数の土地の固定資産税相当額部分は、これに該当するものではないので、同部分に基づいて、本件賃料債権のうち、信託財産である本件土地の賃料相当額部分に對して滞納処分を行うことは、同項に抵触することになる。

そして、固定資産税の納税義務者が複数の不動産を有する場合には、いわゆる名寄せが行われ、課税標準額及び税額を算出する際の端数処理が上記の複数の不動産の

価格の合計額について行われるとしても、特定の不動産に対する固定資産税相当額を算出すること自体は可能である以上、信託財産である本件土地のみならず、本件家屋及びその他複数の土地の固定資産税等に基づき、本件賃料債権の全体を差し押さえる本件差押えは、同項に違反し、全体として違法である。

第2 上告代理人松本光右の上告受理申立て理由第1点について 旧信託法16条1項は、「信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル權利」に基づく場合を除き、信託財産に対する強制執行等を禁じているところ、その目的は、信託財産の独立性を確保し、受益者の保護等を図るところにあるものと解される。このような目的に鑑みるならば、信託財産に対する滞納処分は、信託財産に関する租税債権など「信託事務ノ処理ニ付生シタル權利」に基づく場合を除き、同項により許されないと解するのが相当である。論旨は採用することが

できない。

第3 上告代理人松本光右の上告受理申立て理由第2点から第5点までについて

1 本件賃貸借契約においては、賃料のうち本件土地の賃料相当額部分と本件家屋の賃料相当額部分の内訳につき明示の合意はなされていらないものの、旧信託法28条が信託契約の受託者は信託財産を固有財産及び他の信託財産と分別して管理することを要する旨規定していること、本件土地について信託の登記がされていること、本件土地と本件家屋とは別個の不動産であり、その経済的な価値は別個に観念することが可能であること等に鑑みると、本件賃貸借契約の当事者の意思を合理的に解釈するならば、本件土地及び本件家屋の経済的な価値の割合や利用状況等に応じて、本件賃貸借契約に基づく賃料債権につき、本件土地の賃料相当額部分と本件家屋の賃料相当額部分とに区分されるものと解するのが相当である。 そうすると、本件賃料債権につ

いても、本件土地の賃料相当額部分を区分することが可能であると解されること、同部分は、被上告人会社が、信託財産である本件土地の管理行為として締結した本件賃貸借契約に基づき得たものであるから、旧信託法14条により、信託財産に属するものとなる。

2 固定資産税の納税義務者が同一の市町村内に複数の不動産を有する場合には、いわゆる名寄せが行われ（地方税法387条）、課税技術上、固定資産税は、全ての不動産につき一体として賦課されることとなる。しかし、各不動産に課される固定資産税の課税標準は当該不動産の価格を基準とすること（同法349条）からすると、上記の場合に賦課される固定資産税については、これを各不動産の課税標準で按分することにより、各不動産の固定資産税相当額を算定することができるというべきである。

3 そうすると、本件差押えについては、本件滞納固定資産税等のうち本件土地以外の不動産の固

定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分を差し押さえることとなる点において旧信託法16条1項との関係で問題があるといわざるを得ないものの、本件滞納固定資産税等のうち本件土地の固定資産税相当額に係る部分に基づき、本件賃料債権を差し押さえることや、本件滞納固定資産税等に基づき、本件賃料債権のうち本件建物の賃料相当額部分を差し押さえることは、同項に何ら反するものではないというべきである。

このように、本件差押えにつき同項との関係で問題となる部分は上記の限度にとどまり、国税徴収法63条が、徴収職員が債権を差し押さえるときはその全額を差し押さえないと規定していることなどに照らすと、本件差押えの効力を直ちに否定すべき理由はなく、また、本件差押えを全体として違法とするような特段の事情もうかがわれないから、本件差押えは、適法である。もとより、旧信託法16条1項と

の関係で問題となる部分については、本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額部分をもって本件滞納固定資産税等のうち本件土地以外の不動産の固定資産税相当額に係る部分に充当することはできないから、本件賃料債権が逐次取り立てられて本件滞納固定資産税等に充当された結果、本件滞納固定資産税等のうち本件土地の固定資産税相当額に係る部分が消滅した場合には、上告人は、それ以降に本件差押えに基づき取り立てた本件賃料債権のうち本件土地の賃料相当額を被上告人会社に交付すべきものであり、交付されない場合には、被上告人会社は、上告人に対し、不当利得の返還を求めるところができるというべきである。

4 以上と異なる見解に立つて、本件差押えを違法であるとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、以上と同旨をいう限度で理由がある。

なお、本件土地及び本件家屋の貸付けに係る消費税の納税義務者

は、被上告人会社であり（消費税法5条1項）、本件賃料債権のうち本件賃借契約において消費税相当額とされた部分は、本件土地及び本件家屋の貸付けの対価の一部であるというべきであるから、本件差押えにより同部分を差し押えることができるものと解される。

第4 結論

以上によれば、原判決は破棄を免れず、本件差押えが適法であるとして被上告人らの請求を棄却した第1審判決は結論において是認することができるから、被上告人らの控訴を棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 大橋正春 裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 木内道祥 裁判官 山崎敏充）

●第40号 (2015年2月発売) 定価(本体1,143円+税)

・特集 女性の活躍と自治体

国における女性活躍推進の取組と自治体への影響
女性の発想を生かして地域経済を活性化する
女性の力で我がまちを守る～女性消防団員の活動と課題～
大阪府寝屋川市 女性が生き生き働く職場づくりを推進
佐賀県 テレワークの導入で、職員のワークスタイルを変革
静岡県島田市 「女性議会」を開催
長岡市男女共同参画社会基本条例～新潟県中越大地震を経て全国初の「防災分野における施策の推進」を盛り込む～

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

豊島区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例
千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例

・トピックス

まち・ひと・しごと創生法の法制的論点
「地方公共サービス小委員会報告書」の概要～公金債権回収業務に係る民間委託等の現状分析と提言～

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: <http://gyosei.jp>
受付時間: 月～金 9時から17時 FAX: 0120-953-495 著作権

